

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県赤潮特約共済掛金補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、養殖業を営む中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定を図るため、毎会計年度の予算の範囲内で、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第123条第2項ただし書に規定する特約（以下「赤潮特約」という。）がある養殖共済の共済契約（以下「共済契約」という。）を締結している者（以下「共済契約者」という。）に対し、共済契約に基づき支払うべき赤潮特約に係る共済掛金の一部を補助するものとする。</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて当該年度の12月31日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）組合及び共済契約者の「本県において県税の滞納がない旨を証する納税証明書」又は「本県において県税の納税義務がない場合は申立書（任意様式）」。ただし、<u>共済契約者の納税証明書及び申立書の発行日は赤潮特約の共済責任期間の開始前3月以内に発行されたものとし、組合の納税証明書及び申立書の発行日は補助金の交付申請前3月以内に発行されたものとする。</u></p> <p>（3）共済契約者の税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（<u>別紙による誓約書兼同意書</u>）</p> <p>（4）（略）</p> <p>第6条～第11条（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p style="text-align: center;">高知県赤潮特約共済掛金補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、養殖業を営む中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定を図るため、毎会計年度の予算の範囲内で、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第123条第2項ただし書に規定する特約がある養殖共済の共済契約（以下「共済契約」という。）を締結している者（以下「共済契約者」という。）に対し、共済契約に基づき支払うべき赤潮特約に係る共済掛金の一部を補助するものとする。</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて当該年度の12月31日までに正副2通を知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）組合及び共済契約者の「本県において県税の滞納がない旨を証する納税証明書」又は「本県において県税の納税義務がない場合は申立書（任意様式）」。ただし、納税証明書及び申立書の発行日は赤潮特約の共済責任期間の開始日から3月以内に発行されたものとする。</p> <p>（3）共済契約者の税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意</p> <p>（4）（略）</p> <p>第6条～第11条（略）</p> <p>別表（略）</p>

新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (略)</p>

新旧対照表

新	旧
<p>別紙（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>私は、全国合同漁業共済組合が高知県赤潮特約共済掛金補助金の申請を行うに当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。</p> <p>また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。</p> <p>誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金</li> <li>・農業改良資金貸付金償還金</li> <li>・林業・木材産業改善資金貸付金償還金</li> <li>・沿岸漁業改善資金貸付金償還金</li> </ul> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;"><u>住所又は法人の所在地</u></p> <p style="text-align: center;"><u>氏名又は法人の代表者氏名（自署）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>注 氏名は自筆で署名してください。押印は不要です。</u></p>	<p>別紙（第 5 条関係）</p> <p style="text-align: center;">誓約書兼同意書</p> <p>私は、全国合同漁業共済組合が高知県赤潮特約共済掛金補助金の申請を行うに当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。</p> <p>また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。</p> <p>誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金</li> <li>・農業改良資金貸付金償還金</li> <li>・林業・木材産業改善資金貸付金償還金</li> <li>・沿岸漁業改善資金貸付金償還金</li> </ul> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">所在地</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名（自署）</p>